



社会保険労務士法人国際労務パートナーズ

事務所だより

2022 年 11 月号

紅葉の美しい季節となりましたが、みなさま、いかがお過ごしですか。

「事務所だより 11 月号」をお届けします。

日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、
どうぞお気軽に当事務所までお問合わせください。

この号の内容

- 1 社員が産休・育休をとるときは？
- 2 社員が通勤途上でけがをした場合
- 3 便利な年金サービス
- 4 当事務所から

社員が産休・育休をとるときは？

社員が産前産後休暇や育児休業をとる場合はどのような手続きが必要でしょうか。今回は社会保険の続きと給与計算において注意すべきポイントをご紹介します。

■ 社会保険料の免除申請

産休・育休期間については、年金事務所に申請することによって健康保険料と厚生年金保険料が免除されます。

（厚生年金基金又は健康保険組合に加入の会社はそれぞれに申請が必要です）

■ 給与計算の処理

産休・育休期間については、無給とする企業がほとんどですが、詳しくは会社の給与規程や育児休業規程の該当部分を確認して必要な計算処理を行います。

所得税	給与支給が 0 円であれば 0 円
住民税	休業期間中の住民税の控除・徴収について取り決めをしておく。（普通徴収に切り替えて、本人が直接納付する方法も可能）
健康保険・厚生年金保険料	申請することによって免除
雇用保険料	給与が 0 円であれば 0 円

社員が通勤途上でケガをした場合

従業員が業務上や通勤途中で病気やけがをした場合は、労災保険から病院の診察代が支給される「療養（補償）給付」が受けられます。

診察を受ける医療機関が労災保険を取扱う場合は、その医療機関を経由して、労働基準監督署に所定の請求書を提出します。

また、労災保険の取扱いのない医療機関で診察を受けた場合は一旦治療費を全額負担した上で、その領収書と一緒に所定の請求書を直接労働基準監督署に提出します。

それにより負担した治療費が後日戻ってきます。

便利な年金相談サービス

ご自身の年金記録を確認したい、将来自分がどれくらい年金を受け取れるのか知りたいなど、年金について気になられる方も多いと思います。

日本年金機構では、被保険者の皆様向けに様々な年金相談に関するサービスを提供していますので、是非ご利用ください。

■ねんきんネット：インターネットによるサービスです。

あらかじめ登録するとご自宅のパソコンでいつでも年金記録を確認できます。
パソコンをお持ちでない方は、スマートフォンからもご利用いただけます。

【詳しくはこちら】



https://www.nenkin.go.jp/n_net/

■ねんきんダイヤル：電話による相談サービスです。（0570-05-1165）

窓口での年金相談：「年金事務所」・「街角の年金相談センター」で受け付けています。



当事務所から

事務所だより 11月号はいかがでしょう。

これから年末に向けて慌ただしい時期になってきますね。

ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。



International HR Partners
社会保険労務士法人 国際労務パートナーズ

〒107-052 東京都港区赤坂7-5-6-408
tel:03-5544-8538 fax:03-5544-8539